

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑がないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第102号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第102号について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広産業・建設常任副委員長。

(赤間泰広産業・建設常任副委員長 登壇)

○赤間泰広産業・建設常任副委員長 おはようございます。

平成26年第8回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月5日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第100号 財産の取得について申し上げます。

本案は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の財産を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、今後の利用方針として、雇用促進住宅長井南宿舍の今までの役割を引き継ぎ、移住・定住を促進する目的で活用するとともに、子育て世帯や高齢者に向けて、適切な家賃で快適な住環境を提供していきたいと考えているとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、今後の市営住宅に関する市の総合的政策や計画等はあるのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、新たな住宅の建設は、公営住宅長期計画に組み込まれていない。老朽化が進んでいる長屋建ての団地は、退去されたところに新たな募集をしないように順次、進めている。また、鉄筋コンクリート建ての3階以上の部分は、耐震診断の結果を踏まえ、大規模改修等、計画的にリニューアルしていきたいと考えている。現市営住宅の入居者に対する誘導等や総合的政策については、全庁的な整理が必要であり、検討して考え方をまとめていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第100号は、全員一致で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、本市の宅地開発事業により整備した道路4路線及び既存の公衆用道路1路線について道路法第8条第2項の規定により市道路線の認定を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、現に住民が利用していない部分を市道に認定する必要性はあるのか。また、その判断基準は何かとの質疑がなされ、建設課長からは、将来的な利用可能性がある用地部分を含めて1路線として認定したいと考えているとの答弁を受けたところであります。また、建設調整主幹からは、南下町線は、車両基地である公共施設に通じる公衆用道路であるので、市道認定基準に関する要綱に基づき、市道認定は可能であると判断しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第101号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、都市機能の無秩序な拡散を防止し、中心市街地を活性化し魅力ある都市空間を形成するため、特別用途地区内に大規模集客施設の立地を規制するに当たり、都市計画審議会の承認を経て、必要な事項を定めるために提案されたものであります。

採決の結果、議案第103号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 副委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑がないので、質疑を終結い

たします。

それでは、日程第2、議案第100号 財産の取得についてから、日程第4、議案第103号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第100号 財産の取得についての1件について、産業・建設副委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第100号は、産業・建設副委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第101号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設副委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第101号は、産業・建設副委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第103号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設副委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、産業・建設副委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告